

<4> 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

《大学全体》

<大学>

入学者選抜の適切性については、入試結果や在学生の成績、各種アンケートの結果などを参考資料として、入試制度上の問題点がないかを各学部・学科や入試センターで点検し、毎年度作成する全ての試験種別の出願資格や選考方法等を定める入学試験基本方針に見直すべき点があるかを検討し、必要に応じて修正を加えるなどして改善を図っている。入学試験基本方針については、毎年10月から11月にかけて点検結果を反映した原案を入試管理委員会において検討し、12月の入学試験委員会において提案内容に問題のないことを確認した後、学部・学科での検討が開始される。学部・学科においては、提案された入学試験基本方針について、3か月程度の時間をかけて多様な観点から検討を加え、教授会において修正が必要とされた事項については入学試験基本方針案を修正して最終案として取りまとめている。この最終案について、全体の入試制度として問題ないかを入試管理委員会で検討し、3月下旬に行われる入学試験委員会において承認している。このような毎年の入学試験基本方針の原案作成、提案、各組織における検討のプロセスのなかで、様々な観点から入学者選抜の方法の適切性について点検・評価し、その検討結果を反映した入試制度としている。

学生募集方法の定期的な検証については、各種媒体毎の資料請求者、志願者、入学者までのデータを毎年分析し、その妥当性について検証を行っている。

<大学院>

選抜方法の適切性については、毎年度の入試結果等を参考資料とし、入試制度上の問題点がないかを各研究科・専攻や入試センターで点検し、毎年度作成する全ての試験種別の出願資格や選考方法等を定める入学試験基本方針に見直すべき点があるかを検討し、必要に応じて修正を加えるなどして改善を図っている。入学試験基本方針については、毎年11月に点検結果を反映した原案を研究科・専攻に提示し、研究科・専攻における検討が開始される。研究科・専攻においては、提案された入学試験基本方針に基づき、2か月程度の時間をかけて多様な観点から検討を加え、研究科委員会において修正することが承認された事項については入学試験基本方針案を修正し最終案として取りまとめている。この最終案について、全体の入試制度として問題ないかについて、入試管理委員会で検討し、大学院委員会において承認している。このような毎年の入学試験基本方針の原案作成、提案、各組織における検討のプロセスのなかで、様々な観点から入学者選抜の方法の適切性について点検・評価し、その検討結果を反映した入試制度としている。

《1 法学部》

毎年度、学部の入学試験基本方針を策定している。策定に当たっては、学部長、学科主任及び入試管理委員を中心に検討を行い、教授会に対し基本方針案を提案し、その承認を得ている。教授会では複数月に渡り継続審議とした上で、基本方針案の検討に時間をかけている。

《2 経済学部》

入学者選抜は、学部の入試管理委員が選考会議に出席して公正に合否判定を行っている。

学試験の最低点の検討と合格者の人数は常に議論になり、入学試験の種類の再検討も同時に行っている。両学科で合格最低点と合格者数の調整を行っている。

《3 経営学部》

学部の入学者選抜では入試種別によりその方法が異なるが、募集方針と人数枠については厳守している。一般入試系では学部内の入試管理委員会メンバーと学部長、学科主任を交えた合議で検討し、可否の判定を行う。その過程で、入試センターの入学見込み数に関するアドバイスを参考に、最終的な合格者数を決定している。合格者数については教授会での事後承認を得る。推薦系では、学部専任教員のほとんどが選抜に当たり、最終合格者の決定についても合議の上、決定を行っている。

《4 外国語学部》

各種推薦入試については、毎年度募集要項を見直すとともに、入試作問についても作問委員会と連携しながら、「高等学校指導要領・外国語（英語）」の趣旨と学部・学科の求める学力を適切に評価できる問題を検討している。また、入学試験に関わるデータ等を収集して各学科のカリキュラム委員会や学科会議で検討を重ねている。

指定校制推薦入試については、毎年、各高校からの入学者数の推移や4年次までの成績などをもとに検証し、指定校となる高校を変更している。

《5 人間科学部》

毎年、教授会において入学試験基本方針が検討され、一般入試や推薦入試における学生の受け入れ方針や選抜方法、定員について審議し承認を行っている。さらに本学部が夏に実施している研修会において入試種別ごとの単位取得状況など、入学後の学修状況を分析し、学生指導のみでなくより適切な入試の実施に向けて議論を行っている。

《6 理学部》

学生募集及び入学者選抜は入学試験基本方針に基づいて実施している。選抜基準は学科によるが、一般入試においては合格最低点の設定、推薦系入試では試験科目の設定に関して学科の受け入れ方針に一致することを確認している。毎年度の検証は総合理学プログラム主任を含めた各学科の主任などで構成される部門長会議を中心として年度初めに定期的に行うだけでなく、9月以降随時行っている。

《7 工学部》

入試に関する様々な検討は、毎年、入試管理委員会及び入学試験委員会からの改善点を含む様々な提案を基に、各学科ならびに教授会で議論し、最終決定している。具体的な検討は、各学科単位で行われ、入学者選抜の見直しの検討を重ねている。

《8 法学研究科》

学生募集及び入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に実施されており、運営委員会において定期的にこれを検証している。

《9 経済学研究科》

本研究科委員会において、毎年度、入学試験基本方針について審議するとともに、基本方針に基づき、学生募集及び入学者選抜が公正かつ適切に行われているか検証している。

《10 経営学研究科》

研究科委員会において、毎年大学院入学者選抜方法に関して議論し、必要であれば制度の見直しを行っている。2014年度から博士後期課程入学試験において、社会人特別入学試

験を導入した。研究科委員長と大学院委員2名が中心となり、入学者選抜ならびに入学制度変更に関して随時協議し、必要な場合、研究科委員会にその改正を提案している。

本研究科に入学を希望する学部学生に対しては、毎年説明会を開催している。

入学試験における、各問題作問については複数の教員に依頼しており、採点も複数教員が担当している。極端に低い点数がついた科目があれば、過去の問題と比較して設問レベルが高すぎるのか、学生の学力不足であるかについて、合否判定の研究科委員会で審議している。

入学後の研究進捗状況は、最終学年の4月末時点で締め切る中間報告会でチェックしている。

《11 外国語学研究科》

本研究科では、アドミッション・ポリシーに基づき、毎年、研究科委員会の場で「入試基本方針」について見直しを行い、この基本方針を「入学試験要項」《資料V-7》に反映する。入試センターは「入学試験要項」に基づいて、入学試験情報を本学ホームページや受験生向けの『大学院入学案内』《資料V-11》に公表する。

入試の筆記試験問題は、欧米言語文化専攻と中国言語文化専攻の双方に数名による作問委員会を構成して、作成する。入試当日は、筆記試験及び口述試験を数名の試験官が実施し、合議により採点する。受験者の合否判定は、採点結果に基づき、外国語学研究科委員会・外国語学研究科博士後期課程専門委員会の議を経て行う。入学者選抜については、このように入試実施の都度、研究科委員会で検証している。

《12 人間科学研究科》

毎入試前に入試問題作成担当者が出題について打ち合わせ、その過程でどのような人材を入学させるべきか教員間で方針の再確認が行われている。入学試験後は学科試験・口頭試問の成績を精査し、時に長い議論を経て学生の受け入れ可否を判断している。入試ごとにこのプロセスが繰り返されているので、定期的に審議・確認していると言える。

《13 理学研究科》

各専攻で、入学試験結果を踏まえて、入学試験の問題の難易度と成績との関係、特別選考での入学者の学力について、毎年検証を行っている。

《14 工学研究科》

博士前期課程では、秋季・春季とも、研究科委員会で各専攻が選考資料に基づいて選考結果を説明した後、それを全体で承認している。この手続きは、入学者選考と同時に公正かつ適切な選抜に疑義がないかの検証になっている。そのため、年二回定期的に開かれるこの委員会において、公正性と適切性は検証されている。博士後期課程の選抜は春季のみの年一回であるが、博士後期課程専門委員会において同様の手続きで選抜を行っているため、博士前期課程と同様に年一回定期的に検証されている。さらに必要がある場合、ほぼ月一回開かれている大学院運営委員会、研究科委員会、博士後期課程専門委員会において検証することが可能である。

《15 歴史民俗資料学研究科》

本研究科の入学者選抜は、担当教員全員参加のもとで行われ、その際に、入学選抜が適切であるか検証している。

《16 法務研究科》

入学者選抜の検証の体制については、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について恒常的に検証・検討するため、入試担当委員が研究科委員会において専任教員から毎年2名選定され、当該委員が研究科委員会に具体的な改善案を提案し、研究科委員会における審議を経て決定する体制となっている。成績評価や単位認定など教育上・教務上の問題に関連して入学者選抜方法の改善の検討が必要となる場合も、研究科委員会で随時各教員から問題提起され、上記入試担当委員の検討事項とされ得る体制となっている。